基安発 0803 第 1 号
平成 24 年 8 月 3 日

大臣官房年金管理審議官　殿

労働基準局安全衛生部長
（公印省略）

胆管がん罹患者が多数発症している事業場にかかる情報提供について
（依頼）

現在、社会的に問題となっている大阪市内の印刷業者における胆管がん問題については、実態把握のため、当該印刷業者の事業場に過去勤務していた労働者の調査等を進めているところですが、労働基準法による労働者名簿の保存期間が 3 年間となっていることから、それ以前の退職者についての調査等が十分にできていない状況にあります。

本件の実態解明のためには、対象となる下記事業所の元労働者の健康状況等の把握と、当該元労働者に対して、現状及び労災補償制度等の情報提供が必要になっていることから、下記事業所を退職した元労働者について必要な情報を提供いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

記

1　対象事業所

[redacted]

2　対象労働者

対象事業所が厚生年金保険の適用を受けてから平成 24 年 3 月 31 日までの間に対象事業所を退職した者

3　提供いただきたい情報

対象労働者全員にかかる氏名、生年月日、住所、性別